

### 3 川口市における市民参加の方法

委員会では、庁内における市民参加の実態を調べ、さらには他の自治体における市民参加条例の規定内容を参考としながら検討したところ、現在、川口市において行われている市民参加の方法は、前述の概念図の区分に当てはめると、下表のように類型化できるのではないかと考えました。

市民参加の方法	区分 (前述の「概念図」の区分による)	内容
意向調査	C	無作為に抽出された市民又は不特定多数の市民が、市が行う調査などに回答するもの (アンケート調査、意識調査、聞き取り調査など)
公聴会、説明会	C	市が実施し、又は実施しようとする特定の事業又は施策について、行政と市民が直接対面して、意見を述べたり、交換したりするもの
パブリックコメント (意見公募制度)	C または D	基本的な政策等の策定を行う場合に、事前にその案を公表して市民の意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮して市が最終的な意思決定を行うもの
審議会等の委員の 公募	D	法律、条例、要綱等に基づいて設置された審議会、協議会、委員会等において、その審議に市民の意見を反映させるため、これらの委員の全部又は一部を市民の中から公募により選任するもの
ワークショップ	D または E	市と市民または市民同士が、議論や共同作業を通じて互いに学びあいながら市の施策などへ意見や提案をまとめるもの
意見の提出	C から E	市民が意見等を提出し、その意見等に対し市が検討を行った上、回答するもの (市長への手紙、ジュニア議会など)
市民会議	E	特定の行政課題又は市政全般について、市民同士が直接対面して、意見を述べたり、交換したりするもの

概念図の区分のA、Bについては、すでに情報公開条例等により制度運用がなされており、市民参加条例上の市民参加の手法として規定することは、制度の重複規定となることから、今回の市民参加の区分には含まないこととしました。